

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>自動車運転免許試験場及び飛騨運転者講習センターには、常時、運転状況を遠隔監視・診断可能なシステムを搭載した、リモートメンテナンス対応のエレベーターが設置されており、当該エレベーターの安全で円滑な運用を図るため、保守点検等及び故障時の緊急対応業務を委託するもの。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p>
	<p>エレベーターの保守点検等業務については、エレベーターのリモートメンテナンス機能に対応したシステムや施設を保有していなければならないが、当県における対象エレベーターの当該業務の履行が可能な業者は製造メーカーのメンテナンス部門となる [黒塗り]が唯一の者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。